

プロバイダに対する削除請求権に関する規定の創設について —— 法技術的観点からの検討

総務省・誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ

第4回 2023年3月28日

東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田宏樹

□ 実体法上の請求権としての削除請求権の創設の可能性

○ 特定電気通信役務提供者（プロバイダ責任制限法3条）
ホスティング・サービス・プロバイダ一般を対象とする

○ 削除請求権を明文化することについてニーズがあることを前提として、法技術的
観点からの当否の検討
もっとも、どのようなニーズに応えるかによって規定の内容も変わってくる

□ 2つのアプローチ

1 被侵害法益の観点からのアプローチ

2 プロバイダの行為義務の観点からのアプローチ

1 被侵害法益の観点からのアプローチ

- 判例法において認められている差止請求権としての削除請求権を、その根拠となる権利または利益ごとに明文化するアプローチ

- 削除請求権の明文化のニーズ
 - 人格権に基づく差止請求権としての削除請求権という権利の存在を認識している国民は約3割にすぎないとの指摘
 - 総務省・プラットフォーム研究会第40回会合：資料2「インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケート調査（(株)三菱総合研究所）」14頁

- 民法の一般法理がプロバイダとの関係でも妥当することを確認する法律の規定
差止請求権について法律の規定がない場合についてのみ、明文化するもの
人格権または人格的利益に基づく削除請求権

□ 問題点

- 判例が認める権利・利益以外については、引き続き解釈に委ねられる。
- 人格権ないし人格的利益といっても、具体的な法益には多様なもの含まれるから、違法な侵害の具体的な要件を一般的に定めることは困難である。
- プロバイダ責任制限法が損害賠償責任について採用する「分野横断的 (horizontal) アプローチ」と整合的なのか。

2 プロバイダの行為義務の観点からのアプローチ

□ 「技術的媒介者 (intermédiaire technique)」としてのプロバイダ：間接侵害

- プロバイダは、いかなる場合に侵害主体と評価することができるのか。
投稿を削除しないことが違法な侵害と評価されるためには、「条理上の作為義務」が認められることを要する：プロバイダの行為不法の観点
- 一般的監視義務の不存在の原則（プロバイダ責任制限法 3 条 1 項 1 号・2 号）
EU 情報社会サービス指令（2000/31）の考え方の立法化
EU デジタルサービス法（2022/2065）における原則の維持
プロバイダ責任制限法 3 条 1 項 1 号・2 号が定める要件のもとで、削除請求権を規定するのであれば、現行法の解釈とも整合的であり適切な方向
- 分野横断的アプローチ：法益による限定は必要ない
プロバイダが削除しなければ損害賠償責任を負う場合であれば、原則として、削除義務を認めても問題ない。
現行民法 709 条の文言に合わせれば、「他人の権利又は法律上保護される利益が侵害されていること」

□ 削除請求の態様との関係

① 裁判上の削除請求

裁判所が判決により権利・利益の違法な侵害について要件充足を認定することにより、当然に1号・2号の要件が充足される。

② 裁判外の削除請求

裁判外の通知により与えられた情報から、権利・利益の違法な侵害の要件充足を認識することができる場合（1号）

権利・利益の違法な侵害があることを蓋然的に示す重要な事実を認識しているにもかかわらず、一定の調査・確認を行わない場合（2号）

「当該関係役務提供者が当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」

権利者による通知と「信頼される第三者」による通知とを問わない。

□ ホスティング・サービス・プロバイダに対する削除請求権の射程

○ 検索事業者

最決平成29年1月31日（民集71巻1号63頁）

「検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」

○ オンライン・プラットフォームに関する特則

* プラットフォームの規模と対象となる権利・利益に応じた特別な責任制度の可能性

* EUのデジタル単一市場著作権指令（2019/790）17条

著作権侵害に関するコンテンツ共有サービス提供者（online content-sharing service provider）の責任制度

サービス提供者自体を送信主体と定めたうえで、一定の要件を充たす場合に免責されるとするもの：直接侵害として、原則と例外が逆転

□ 削除請求権に関連する検討課題

○ 送信「予防」措置請求権の実現の可能性

権利・利益を侵害する情報が繰り返し投稿される場合における削除義務の実効性
プロバイダが既に認識している侵害と同一または同等の侵害と評価されるものか

○ 削除請求に関して発信者の意見照会を行う規定の要否

権利・利益の違法な侵害があることを蓋然的に示す重要な事実を認識しており、
発信者に照会することにより要件充足を確認できる場合は、2号に包摂可能

○ いわゆる炎上の場合における削除請求権を創設することの可否

複数の者により大量に誹謗中傷の投稿が反復継続してされた場合
複数の者の行為の主観的・客観的な関連共同性から、行為全体を違法な侵害行為
と捉えることができるか

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」(2022.5) 68頁